

議案第25号

大阪市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

(大阪市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大阪市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(保護施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）<u>（同省令を改正する省令を含む。以下「設備運営基準」という。）</u>に定めるところによる。</p> <p>[2 略]</p> <p>(<u>設備運営基準</u>の改正に伴う経過措置)</p> <p>第4条 <u>設備運営基準</u>の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している保護施設が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。</p>	<p>(保護施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号。<u>以下「設備運営基準」という。</u>）及び児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号）<u>附則第3条第2項</u>に定めるところによる。</p> <p>[2 同左]</p> <p>(<u>設備運営基準等</u>の改正に伴う経過措置)</p> <p>第4条 <u>設備運営基準</u>（<u>設備運営基準を改正する省令を含む。</u>）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している保護施設が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

(大阪市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 大阪市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 法第44条第1項の条例で定める基準及び同条第2項の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)(<u>同省令を改正する省令を含む。以下「指定障害者支援施設基準」という。</u>)に定めるところによる。</p> <p>(<u>指定障害者支援施設基準</u>の改正に伴う経過措置)</p> <p>第5条 <u>指定障害者支援施設基準</u>の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定障害者支援施設等が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。</p>	<p>(指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 法第44条第1項の条例で定める基準及び同条第2項の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。<u>以下「指定障害者支援施設基準」という。</u>)に定めるところによる。</p> <p>(<u>指定障害者支援施設基準等</u>の改正に伴う経過措置)</p> <p>第5条 <u>指定障害者支援施設基準(指定障害者支援施設基準を改正する省令を含む。)</u>の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定障害者支援施設等が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。</p>

(大阪市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 大阪市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年大阪市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）<u>（同省令を改正する省令を含む。以下「設備運営基準」という。）</u>に定めるところによる。</p> <p>（設備運営基準の改正に伴う経過措置）</p> <p>第4条 <u>設備運営基準</u>の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している障害福祉サービス事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。</p>	<p>(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。<u>以下「設備運営基準」という。</u>）に定めるところによる。</p> <p>（設備運営基準等の改正に伴う経過措置）</p> <p>第4条 <u>設備運営基準</u>（<u>設備運営基準を改正する省令を含む。</u>）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している障害福祉サービス事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。</p>
---	---

(大阪市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 大阪市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）<u>（同省令を改正する省令を含む。以下「設備運営基準」という。）</u>に定めるところによる。</p>	<p>(地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号。<u>以下「設備運営基準」という。</u>）に定めるところによる。</p>

<p>(設備運営基準の改正に伴う経過措置)</p> <p>第4条 <u>設備運営基準</u>の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している地域活動支援センターが当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。</p>	<p>(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)</p> <p>第4条 <u>設備運営基準</u> (<u>設備運営基準を改正する省令を含む。</u>)の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している地域活動支援センターが当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。</p>
---	---

(大阪市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 大阪市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年大阪市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(福祉ホームの設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)<u> (同省令を改正する省令を含む。以下「設備運営基準」という。)</u>に定めるところによる。</p> <p>(設備運営基準の改正に伴う経過措置)</p> <p>第4条 <u>設備運営基準</u>の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している福祉ホームが当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。</p>	<p>(福祉ホームの設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号。<u> 以下「設備運営基準」という。</u>)に定めるところによる。</p> <p>(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)</p> <p>第4条 <u>設備運営基準</u> (<u>設備運営基準を改正する省令を含む。</u>)の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している福祉ホームが当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。</p>

(大阪市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 大阪市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年大阪市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)(同省令を改正する省令を含む。以下「設備運営基準」という。)に定めるところによる。</p> <p>(設備運営基準の改正に伴う経過措置)</p> <p>第4条 <u>設備運営基準</u>の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している障害者支援施設が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。</p>	<p>(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号。以下「設備運営基準」という。)に定めるところによる。</p> <p>(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)</p> <p>第4条 <u>設備運営基準(設備運営基準を改正する省令を含む。)</u>の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している障害者支援施設が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。</p>

(大阪市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 大阪市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 法第24条の12第1項の条例で定める基準及び同条第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)(同省令を</p>	<p>(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 法第24条の12第1項の条例で定める基準及び同条第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号。以下「指</p>

<p><u>改正する省令を含む。以下「指定入所施設基準」という。）に定めるところによる。</u> (<u>指定入所施設基準の改正に伴う経過措置</u>)</p> <p>第5条 <u>指定入所施設基準</u>の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定障害児入所施設等が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。</p>	<p>定入所施設基準」という。）に定めるところによる。</p> <p>(<u>指定入所施設基準等の改正に伴う経過措置</u>)</p> <p>第5条 <u>指定入所施設基準（指定入所施設基準を改正する省令を含む。）</u>の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定障害児入所施設等が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月9日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

保護施設の設備及び運営に関する基準等に関する規定を整備するため、大阪市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例ほか6条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。